

宇治田原町空家等対策計画の改定素案に係るパブリックコメントの実施について

1 趣 旨

平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受け、本町では空家対策を移住定住にも資する重要な施策として位置づけ、平成30年3月に「宇治田原町空家等対策計画」を策定し、様々な取り組みを進めているところです。

この度、同計画の期間が満了を迎えることから、同法に基づき設置している「宇治田原町空家等対策協議会」（会長＝小沢 修司 京都府立大学名誉教授、全9名）にてこれまでの取組を統括・検証し、空家対策を更に拡充するための改定計画素案を作成しました。

この改定素案に対して、より多くの住民のご意見・ご提案をいただくため、パブリックコメント（住民意見募集）を行います。

（参考）宇治田原町空家対策計画の概要

（1）宇治田原町空家等対策計画とは

本町内に存する、適切な管理が行われていない空家等に対して、地域住民の生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進することを目的とし、その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しています。

（2）計画に位置付ける3つの方向性

方向性		施策展開
1	所有者等による空家の適切な管理の促進	(1)所有者等の意識の啓発 (2)相談体制の整備等 (3)区・自治会、民間業者等と連携した空家管理 (4)管理不全状態の空家に対する対応
2	空家の活用を促進する取組の推進	(1)空家の利活用に向けた誘導・支援等 (2)実効性のある空家利活用の推進
3	空家に係る相談体制のさらなる充実	(1)将来的な相続に関する相談の充実 (2)空家の予防に関する相談体制 (3)相談体制の整備等（※再掲）

2 実施内容

(1) 意見募集内容

「宇治田原町空家等対策計画」改定素案について

(2) 意見募集対象者

本町の空家等対策の推進に関心をお持ちの方

(3) 意見募集期間

令和4年12月23日（金）～令和5年1月31日（火）

(4) 公表資料

- ① 周知・意見募集要領を兼ねた書類（※本書類になります）
- ② 「宇治田原町空家等対策計画」改定素案

(5) 資料の公表方法

- ① 以下の公共施設等の窓口を上記公表資料を配架します。
 - ・ 役場（1階図書情報コーナー及び2階まちづくり推進課）
 - ・ 地域子育て支援センター
 - ・ 総合文化センター
 - ・ 町立保育所「あゆみのその」
 - ・ 老人福祉センターやすらぎ荘
 - ・ ふれあい福祉センター
- ② 町ホームページ上に上記公表資料を掲載
- ③ 町広報誌「町民の窓」1月号にパブリックコメント募集記事を掲載

(6) 意見提出（受付）方法

- ① 郵送（〒610-0289 宇治田原町役場 まちづくり推進課あて）
- ② F A X（☎88-3231）
- ③ 電子メール（machi@town.ujitawara.lg.jp）

※ 無記名及び電話、口頭による意見提案は受け付けません。

宇治田原町まちづくり推進課あて（FAX 0774-88-3231）

「宇治田原町空家等対策計画」改定素案に対するご意見 提出参考様式

【ご住所】

【お名前】

【ご連絡先電話・Eメール】

【ご意見等の内容】

素案の該当ページ等	ご意見・ご提案等

お問い合わせ・ご提出先は…

宇治田原町まちづくり推進課 ☎0774-88-6616・FAX88-3231

Eメール machi@town.ujitawara.lg.jp